

## 資料



# 東大阪市社会福祉審議会条例

平成 17 年 1 月 21 日東大阪市条例第 2 号

改正 平成 26 年 6 月 30 日条例第 28 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長職務の代理)

第 4 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成26年6月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

平成26年4月1日現在（50音順、敬称略）

氏 名	所 属	備 考
井上 寿美	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	会長代理
岡 修一郎	東大阪市議会議員	
小野 剛	連合東大阪地区協議会事務局次長	
勝山 真介	東大阪市社会福祉事業団 東大阪市療育センター長	
中川 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部教授	会長
藤並 マサ子	東大阪市母子寡婦福祉会母子部長	
山田 祥隆	東大阪市福祉施設会会長	
好川 智也	東大阪市私立保育会副会長	

## 計画策定経緯

	日 程	委員会等名称	報告・議事内容等
平成二十六年	5月23日	第1回東大阪市社会福祉審議会	○次世代育成支援後期行動計画進捗状況について ○子ども・子育て支援新制度について
	5月23日	第1回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	○子ども・子育て支援新制度について
	8月12日	第2回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	○子ども・子育て支援新制度について
	11月28日	第3回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	○次世代育成支援後期行動計画進捗状況について ○第2次次世代育成支援行動計画（前期計画）骨子案について ○子ども・子育て支援新制度について
	12月2日～ 12月19日	第2次次世代育成支援行動計画（前期計画）素案について庁内関係機関と調整	
	12月24日	第4回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	○第2次次世代育成支援行動計画（前期計画）素案について ○子ども・子育て支援新制度について
平成二十七年	1月5日～ 2月5日	パブリックコメントの実施 ○東大阪市のウェブサイト等で第2次次世代育成支援行動計画（前期計画）案を公表	
	2月10日	第5回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	○第2次次世代育成支援行動計画（前期計画）案について ○子ども・子育て支援新制度について
	2月23日	第2回東大阪市社会福祉審議会	○第2次次世代育成支援行動計画（前期計画）案について ○子ども・子育て支援新制度について

### 「あ」行

#### ●一時預かり事業（P. 18、P. 19 に記載）

さまざまな事情により幼稚園や保育所・保育園、認定こども園で子どもをお預かりする事業です。従来の制度から子ども・子育て支援新制度に代わったことで、一時預かり事業の中に幼稚園型と一般型（本市ではさらに就労型とリフレッシュ型に分けます。）が創設されました。幼稚園型とは幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした預かり保育のことです。一般型では不定期で就労している親や在宅で保育を行っている家庭の場合に傷病・入院・通院・看護等やリフレッシュ、また不定期な就労などを事由に児童を保育所・保育園や認定こども園等で緊急・一時的に受け入れます。

#### ●インクルーシブ教育（P. 41 に記載）

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のことです。批准した障害者権利条約に示されたもので、障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるための教育システムの概念です。障害のある者が教育の制度から排除されないこと、その際の「合理的配慮」の必要性等が示されています。インクルーシブ教育システム構築のために特別支援教育を着実に推進することが目指されています。

#### ●インターンシップ（P. 22 に記載）

学生に就業体験の機会を提供する制度です。職業選択、適性を見極めを目的として、学校に籍を置き、公官庁・企業などで職業体験を行います。（市立の日新高校は市庁舎で行っていません。）

#### ●栄養教諭（P. 34 に記載）

食に関する指導と学校給食の管理を一体的なものとして取り組む教育職員のことです。学校における食育推進の中核的な役割を担っており、主な職務内容は、「①食に関する指導の全体計画への参画」、「②食に関する指導」として、1) 児童生徒への個別的な相談指導、2) 児童生徒への教科・特別指導等における教育指導、3) 食に関する教育指導の連絡・調整など（給食の時間、学級活動の時間、その他の活動における指導資料の作成や情報提供を行ったり、学級担任や他の教職員と協力して集団または個別の指導を行う）、4) 家庭・地域との連携など。「③学校給食の管理」として、1) 学校給食に関する基本計画策定への参画、2) 栄養管理（学校給食における摂取基準、食品構成表及び献立を作成すること）、3) 衛生管理・衛生指導、4) 検食・検査用保存食等の管理、5) 物資管理、6) 学校給食に関する調査研究など。「④その他」として、教員として学校教育活動に携わることがあります。

### ●栄養職員（P. 34 に記載）

学校における教育活動である学校給食を通じ、児童生徒の健康教育を進める役割を担っており、主な職務内容は、「①学校給食に関する基本計画への参画」「②栄養管理」「③「食」に関する指導への協力・参画」「④家庭・地域との連携」「⑤衛生管理・衛生指導」「⑥検食・検査用保存食等の管理」「⑦物資管理」「⑧調査研究」などです。

### ●大阪府福祉のまちづくり条例（P. 45 に記載）

福祉のまちづくりに関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の基本方針を定めてこれに基づく施策を推進し、及び都市施設を安全かつ容易に利用することができるよう整備し、もって自立支援型福祉社会の実現に資することを目的として、大阪府が制定した条例です。平成 21 年には条例の位置づけを「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」によるものにするなど、所要の改正が行われ、平成 26 年 12 月には基準の改正などを含めた改正条例として公布されています。

## 「か」行

### ●学力向上支援コーディネーター（P. 24 に記載）

平成 21 年度から全小中学校に教職員を一人配置し、学力向上のための取り組みに関して、学校全体を統括します。主な活動内容としては、「①児童生徒の学習状況の把握・分析」「②学習教材の整備・充実と活用」「③学習補充体制の構築・運用」「④教職員の指導力向上」「⑤学校図書館の環境整備」を行います。

### ●学校協議会（P. 27 に記載）

東大阪市立の学校園すべてに設置され、保護者や地域の方々など学校園の職員以外の方で構成されています。校長や園長の求めに応じて、意見を述べたり、助言を行い、学校運営改善に活かします。

### ●キッズマート（P. 22 に記載）

子どもたちによる商業体験学習です。

### ●キャリアデイ（P. 22 に記載）

東大阪市立学校園でキャリア教育（モノづくり体験教室、職業講話、職場体験学習等）に取り組む日のことを一般的に「キャリアデイ」といいます。

### ●校区福祉委員会（P. 53 に記載）

地域内の各種住民組織の構成員を中心に福祉のまちづくりを進めようと活動するボランティアなどが福祉委員になって、組織間の連携や福祉委員がそれぞれの立場で協力体制をとりながら、住民の身の回りで起こっている生活課題（＝福祉課題）の解決のために活動する、住民

による、住民のための自主的な組織です。おおむね小学校区に1委員会、本市では全部で45の福祉委員会があり、それぞれの地域の実情にあわせた活動を推進しています。

●**子育てサークル**（P. 16、P. 17、P. 20、P. 53 に記載）

子育て中の親等が集まって、日常生活の悩みや子育てに関する相談、情報交換などを行う集団・グループの総称です。

●**子育てサポーター**（P. 11、P. 47 に記載）

各子育て家庭のニーズに合ったサービスを利用できるようコーディネートやサービスに関する相談支援、利用者支援を行うため、各福祉事務所に配置された専門の支援員です。

●**子育てメールマガジン**（P. 53 に記載）

市内で行われる子育て支援事業やイベント情報をお知らせします。事前に登録された方を対象に、携帯電話やスマートフォン等にメールを配信しています。

●**子ども家庭サポーター**（P. 36 に記載）

平成13年度より大阪府で実施された養成講座の修了者で、家庭内での育児に関するさまざまな援助・指導などを実施する方です。府内の自治体別に登録され、主にボランティアとして地域で家庭支援に取り組んでいます。

●**子ども・子育て支援新制度**（P. 18、P. 21、P. 22、P. 28、P. 59 に記載）

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定され、さらに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、そして児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定されたことにより新たにスタートした制度です。子ども・子育て支援新制度では認定こども園、幼稚園、保育所・保育園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付\*」）の創設や、認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実が目指されています。

●**子どもの貧困対策の推進に関する法律**（P. 3 に記載）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもがすこやかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法です。平成25年6月に成立し、平成26年1月に施行されました。



## ●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）（P. 39、P. 40 に記載）

地域において支援を必要とする人について、本人やその家族からの相談に応じたり、地域を基盤とする活動や関係機関、専門的な相談先につなぐ役割を果たすほか、地域における福祉課題を把握し、総合的に支援するための地域福祉活動のネットワークづくりを行います。

## 「さ」行

## ●産後うつ病（P. 31 に記載）

出産後の女性が産後のホルモンなど体の内部の変化や、慣れない育児の疲れなどが原因で、産後2～3週間後に不安、不眠、イライラ、やる気がでない、気持ちがふさぎ込む、自分を責める、涙もろくなる、食欲不振などが起こる病気です。マタニティブルーとは違い2週間以上経っても改善しません。専門家の治療を受けることが必要です。

## ●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（P. 46 に記載）

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。仕事と生活の調和の実現については、国の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ市民が積極的に取り組むこと、国や市が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

## ●児童発達支援事業（P. 43 に記載）

障害児を対象とする通所支援の一つです。おもに就学前の児童に対して、児童発達支援センターなどの施設・事業所で、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の習得、集団生活への適応訓練を行う事業です。

## ●施設型給付（P. 18 に記載）

子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、認定こども園、幼稚園、保育所・保育園に対する財政支援のことです。従来は異なる財源のもと個別の給付費として施設への経費や保護者への助成金が支給されてきましたが、子ども・子育て支援新制度によって、認定こども園、幼稚園、保育所・保育園を通じた共通の給付として施設型給付が創設されました。市町村が、施設や保護者に経費や助成金の支給を行い、保護者に支払われる施設型給付費の請求は各施設が保護者に代わって市町村に請求します。認定こども園、幼稚園、保育所・保育園では利用者からの負担額のほかに、公費から施設型給付等を法定代理受理として受け取れます。

## ●小規模保育施設（P. 12、P. 18 に記載）

地域型保育事業の1つで、0歳から2歳までの児童を対象とし、定員規模が6人以上19人以下の施設です。多様なスペースで比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

●小児慢性特定疾病医療費助成制度（P. 35、P. 43 に記載）

子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く医療費負担が高額になるものについて、児童の健全育成を目的として、疾患の治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助するものです。18歳（必要と認められる場合は20歳）未満が対象となり、対象疾病としては、悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患など14疾患群、704疾病があげられています。

●スクールカウンセラー（SC）（P. 25 に記載）

学校における教育相談体制の充実を図ることを目的として、全中学校と日新高等学校に配置されている児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する専門職です。児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行い、児童生徒のいじめや不登校、問題行動等の解決にあたります。（資格：臨床心理士）

●スクールサポーター（P. 25 に記載）

学校園における課題の改善を図るため、その状況に応じて教育支援を行う有償ボランティアです。学習補充・特別支援教育・日本語指導・クラブ指導などにあたります。

●スクールソーシャルワーカー（SSW）（P. 25 に記載）

児童生徒を取り巻く環境の改善を図ることを目的として、児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境である家族、友人、学校、地域に働きかけ、行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門的知識・経験を有する専門職です。教職員等への研修や具体的な事案へのケース会議でのアセスメント（事前評価）等による生徒指導體制の充実、また、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークによる児童生徒・保護者への支援体制の充実を図り、児童生徒のいじめや不登校、問題行動等の解決にあたります（資格：社会福祉士、精神保健福祉士等）。

●性感染症（P. 33 に記載）

性的接触により感染する病気です。主な「性感染症」は梅毒、淋菌感染症（淋病）、性器クラミジア感染症、性器ヘルペス感染症、尖圭コンジローマ、エイズ（HIV感染症を含む）などです。

●セーフティネット（P. 16 に記載）

何らかの生活課題を抱えた人を援助したり、さらに困難な状況に陥らないように支える制度や仕組みのことです。

●地域教育協議会（P. 29、P. 53 に記載）

中学校区を単位として、小中学校、幼稚園、保育所・保育園、PTA、自治会、青少年育成団体など地域教育関係団体等で構成し、学校、家庭、地域の三者が協働し、学校と地域の連絡調整を行うとともに、地域教育支援活動や学校教育支援活動を行っています。

学校、家庭、地域が協働し、地域の教育力の再構築を図り、地域社会をあげてさまざまな取り組みを促進することにより、学校教育や地域における諸活動を活性化するとともに、豊かな人間関係づくりを通じて一人一人が自己実現できるよう支援し、子どもに「生きる力」を育むことを目的としています。

●地域型保育給付（P. 18 に記載）

子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、小規模な保育施設に対する財政支援のことです。小規模な保育施設を拡充し、都市部での待機児童を解消することを目的としています。子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、これらを地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしています。本市では地域型保育事業を待機児童解消の1つの手段として活用します。

●地域子育て支援拠点事業（P. 17 に記載）

地域の子育て家庭をサポートするためのサービスです。地域子育て支援拠点事業には地域子育て支援センター事業とつどいの広場事業があります。地域子育て支援センター事業は、地域全体で子育てを支援する基盤づくりのため、子育て支援センターを中心に子育て相談、子育てサークルの育成支援等、地域の子育て家庭への支援の拡充を図るものです。つどいの広場事業は、より小規模な形で主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で交流し、育児相談などができる場を提供するものです。

●ティーンズママの会（P. 37 に記載）

10代で妊娠・出産した母親と子どもを対象にして、定期的集う会のことです。保健センターにおいて、保健師・助産師・保育士・栄養士などの専門職が母親の気持ちに寄り添いながら育児支援を行っています。また、月のイベントをみんなで計画したり実施することで共通体験を培いながら交流を深め、仲間と一緒に楽しんで参加する会です。

●特別支援教育（P. 3、P. 25、P. 28、P. 41、P. 42、P. 43 に記載）

障害のある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育です。

### ●特別支援教育支援員（P. 41 に記載）

小・中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や発達障害\*の児童生徒に対し学習活動上のサポートなどを行います。障害のある児童生徒に対し、東大阪市立学校への就学・進学之机を拡充し、より安全な学校生活や教育活動を保障する等、教育条件の充実を図るため、東大阪市立学校に特別支援教育支援員として「スクールヘルパー」を配置しています。

## 「な」行

### ●認定こども園（P. 11、P. 12、P. 16、P. 18、P. 19、P. 20、P. 28、P. 31、P. 34、P. 36 に記載）

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できます。また、子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など利用をすることができます。

## 「は」行

### ●発達障害（P. 3、P. 11、P. 41 に記載）

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれています。

なお平成 24 年度には日本精神神経学会から「DSM-5 病名・用語翻訳ガイドライン」が発表され、今後、我が国の発達障害の定義に影響を及ぼす可能性があります。DSM とはアメリカ精神医学会が精神障害の分類のための標準的な基準を示すもので、第 5 版が 2013 年に出版されました。これまで自閉症やアスペルガー障害などを含んで「広汎性発達障害」とよばれていたものが、DSM では「自閉症スペクトラム障害」というひとつの診断名に統合されています。

### ●東大阪市子ども・子育て支援事業計画（P. 4、P. 5、P. 16、P. 18 に記載）

子ども・子育て支援法に基づく法定計画として平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画として策定しました。教育・保育を提供する体制や地域の子ども・子育て支援事業に関することと、幼児期の学校教育・保育の一体的提供の考え方などを示したものです。東大阪市子ども・子育て支援事業計画を戦略的に取り組むための考え方として、「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援」を設定し、施策を促進していくこととしています。また、公の果たす役割としては、「①地域における子ども・子育て支援の強化」「②民間施設との連携の工夫」「③公の持つ強みに応じた役割再編」「④要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート」を掲げています。

●東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会（P. 3、P. 41、P. 43 に記載）

子どもの障害（疑いを含む）の早期発見と発達支援並びにその家族を支援することを目的として、福祉・保健・教育の各機関が有する情報の共有、機関連携の強化と療育システムの充実を図るため、平成 20 年度に設置された協議会です。

●東大阪市食育推進計画（P. 5 に記載）

平成 24 年 3 月にさらなる食育推進を図るため、「第二次東大阪市食育推進計画―食育で、めっちゃ元気な『まち』やねん―」を策定しました。「食育基本法」に基づいた本市の特性を生かした「食育」に取り組み、健康で豊かな生活を送ることができるように食育に関する団体（保育所・保育園・学校・農協など）や食育関係行政が「食育ネットワーク会議」などを開催し、産官学が一緒になって食育の総合的な推進を図るための計画です。

●ファミリー・サポート・センター事業（P. 16、P. 17 に記載）

「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」を会員として登録し、会員同士がお互いに子育てを支えあう制度です。対象児童は、おおむね生後 3 ヶ月から小学生までです。

●放課後等デイサービス（P. 43 に記載）

障害児を対象とする通所支援の一つです。学校通学中の児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行います。

●ボディーワーカー（P. 35 に記載）

「人の心理は、身体感覚や身体そのものと連動しているため心理を扱ううえで体を見捨てることはできない。同様に体を扱う上で心理を見捨てることはできない。」という考え方に基いたエクササイズを通じて心身の速やかな変容をもたらす専門技術を身につけた者です。

## 「ま」行

●モノづくり教育（P. 26 に記載）

次世代を担う子どもたちに、モノづくりに対する興味や関心を持ってもらい、将来の人材を育成する教育です。

## 「や」行

●幼保連携型認定こども園（P. 18 に記載）

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所とが単一の施設として、小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供します。

---

東大阪子育て・子育てスクラム 21  
第 2 次東大阪市次世代育成支援行動計画 前期計画  
発行 平成 27 年 3 月  
東大阪市 子どもすこやか部 子ども家庭課  
大阪府東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号  
TEL 06-4309-3194  
FAX 06-4309-3817  
e-mail [kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp)

---